

社会福祉法人住吉むつみ会 役員等報酬規程

制定 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人住吉むつみ会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員のことをいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は原則として非常勤の役員等に適用する。

2 理事及び監事が同日開催の両方の会議に出席した場合、もしくは同日に会議への出席及び業務を行った場合は、第 4 条の報酬は 1 回の支給とし、重複はしない。

3 評議員及び評議員選任・解任委員が同日に会議への出席及び業務を行った場合は、第 4 条の報酬は 1 回の支給とし、重複はしない。

4 職員を兼ねる常勤役員等の報酬は、給与規程に基づいて支払うものとし、この規程による役員等への報酬規程は適用しない。

(役員等の報酬等)

第 4 条 役員等が、その職務のために会議に出席したとき、又は施設の運営のため業務にあたった場合は、次のとおり一日分の報酬を支給することができる。

(1) 理事（理事長は除く）	日額 10,000 円
(2) 監事	日額 10,000 円
(3) 評議員	日額 10,000 円
(4) 評議員選任・解任委員	日額 10,000 円

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬は、出席の都度支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除した額を支給する。

(出張旅費)

第 6 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、住吉むつみ会旅費規程を準用する。

(規定の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部を改正し、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。